

規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令
規制の名称：原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更
規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室
評価実施時期：令和2年9月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

本政令の変更は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、敷地境界の放射線量率が「1時間あたり5マイクロシーベルト」を計測している際に炉心損傷が発生していたことを踏まえ、原子力災害が発生した場合に、近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力防災管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を、1時間あたり500マイクロシーベルトから5マイクロシーベルトに改めたものである。当該規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

○原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等に関するベースライン

規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていないことから、現行の基準である1時間あたり5マイクロシーベルトをベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていなかったことから、当該規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には、遵守費用について「通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民の避難等のための費用が新たに発生する。」とした。現時点において、改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、近隣住民の避難等のための費用は新たに生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には、行政費用について「通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民の避難等のための費用が発生する。」とした。現時点において、改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、新たな費用は生じていない。

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も生じていない。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した場合に近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力防災管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を1時間あたり500マイクロシーベルトから5マイクロシーベルトに改めたものである。現時点において、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、当該規制を取りまく遵守費用及び行政費用に変化は無い。また、副次的な影響及び波及的な影響についても生じていない。

以上のことから、当該規制は、早期の避難指示等の対応によって近隣住民等の放射線被ばくリスクを低減させ国民の生命及び身体の安全を確保する観点から引き続き必要性が認められ、継続することが妥当である。

※ 本規制に係る事前評価は、簡素化様式が導入される前のガイドラインに基づいて行われたものであるため、簡素化様式による事前評価を実施していないが、簡素化要件v「科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの」に該当するため、事後評価において簡素化様式を使用した。